

農林土木工事特記仕様書（令和3年8月15日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】、及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適用工事)【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(用語の定義)【変更】

1-1-1-2 用語の定義

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

24. 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記載された事項を表示したものという。

(工事実績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】【追加】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第

一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならぬ。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となつた時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. C O B R I Sの入力方法

受注者は、C O B R I Sの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(徳島県認定リサイクル製品の使用)【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク

表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下、「マル適マーク使用承認工場」という。)等)から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(用語の定義)

(用語の定義)【追加】

1-1-1-2 用語の定義

49. 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 初当未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日(設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内)までに未確定な部分(施工方法等の詳細が定まっていない場合等)の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(建設資材使用実績報告書)【変更】

2-1-3-1 県内産資材の原則使用

「3. 建設資材使用実績報告書」を削除する。

(工事成績評定の選択制)

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の価格競争により発注する請負工事は、別に定める「工事における成績評定の選択制の取扱い(試行)」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事における成績評定の選択制の取扱い(試行)

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(デジタル工事写真の小黒板情報電子化)

第4条 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができます。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について【農林水産部】

徳島県CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalnourin/>

(建設現場の遠隔臨場の試行)

第5条 受注者は、建設現場の遠隔臨場の実施を希望する場合は、受発注者の協議により、建設現場の遠隔臨場の試行対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができます。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第7条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第8条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補

正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 热中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（仮設トイレの洋式化）

- 第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（担い手確保モデル工事【受注者希望型】）

- 第10条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。
 - 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

(見積施工歩掛実態調査)

第11条 本工事の据付工・撤去工・試運転調整工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

(本工事の特記仕様事項)

第12条 本工事における特記仕様事項は、その他特記仕様書のとおりとする。

その他特記仕様書

第1章 工事内容

1-1 目的

本工事仕様書は、下原地区 仁界用水機場における機械設備を補修することにより、施設の機能保全を図るものとする。

1-2 工事場所

徳島県板野郡上板町七條地先

1-3 工事の概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) No. 1真空ポンプ	1.0 台	現地更新整備
(2) No. 2真空ポンプ	1.0 台	現地更新整備
(3) 真空ポンプ補水槽	1.0 台	現地更新整備
(4) No. 1封水弁	1.0 台	現地更新整備
(5) No. 2封水弁	1.0 台	現地更新整備
(6) No. 1吸気弁	1.0 台	現地更新整備
(7) No. 2吸気弁	1.0 台	現地更新整備
(8) No. 1真空破壊弁	1.0 台	現地更新整備
(9) No. 2真空破壊弁	1.0 台	現地更新整備
(10) 封水弁配管	1.0 台	現地更新整備

1-4 工事数量

本仕様書による（別添図面参照）。なお、下記に示す機械設備等は本工事の範囲外とする。

- (1) 前項に示す排水機設備以外
- (2) 排水機場の冷却水槽工事及び建屋工事
- (3) 仮締切工事及び水替工事
ただし、局部的な水替は請負者が行うものとする。
- (4) コンクリート建造物の箱抜き工事
ただし、差筋及び二次コンクリート工事、アンカーボルト等のモルタル充填は含むものとする。
- (5) 照明設備及び換気扇並びに配線工事（建築関係設備）
- (6) 責任分界点までの引込み外線工事

1-5 現場条件

(1) 関係機関との調整

関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

1-6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

- (1) 承認図書 提出部数 2部 (A4 サイズ)。
- (2) 完成図書 提出部数 2部 (A4 サイズ)。
- (3) その他協議資料等 監督職員の指示によるものとする。

1-7 工事電力等

本工事に要する電力料金は、請負者の負担とする。

第2章 設計仕様

2-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2-2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| (1) 施設機械工事等共通仕様書 | (農林水産省農村振興局) |
| (2) 土地改良事業計画設計基準（ポンプ場） | (農林水産省農村振興局) |
| (3) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省農村振興局) |
| (4) 電気設備計画設計技術指針（高低圧編） | (農林水産省農村振興局) |
| (5) 水管理制御方式技術指針（ポンプ場編、畑地かんがい編） | (農林水産省農村振興局) |
| (6) 日本工業規格（JIS） | (日本規格協会) |
| (7) 電気規格調査会標準規格（JEC） | (電気学会) |
| (8) 日本電機工業会標準規格（JEM） | (日本電気工業会) |
| (9) 労働安全衛生規則 | |
| (10) その他関係法規、条例等 | |

2-3 設計諸元

(1) 真空ポンプ 設計

1) 真空ポンプ（No. 1、No. 2） 現地更新整備

- a) 品名 液封式真空ポンプ
b) 仕様

項目	仕 様		備 考
(1)品名	液封式真空ポンプ		
(2)仕様	形 式	NVS20	
	吸 込 口 径	20mm	
	吐 出 口 径	20mm	
	空 気 量	0.3m ³ /min	
	電動機出力	0.75kw	

c) 数量 各 1台

(2) 真空ポンプ 補水槽

1) 補水槽 現地更新整備

- a) 品名 補給水タンク
b) 仕様

項目	仕 様		備 考
(1)品名	補給水タンク		
(2)仕様	容 量 (HWL)	24.5L	
	材 質	SUS304	

c) 数量 1台

(3) 真空破壊弁 設計

1) 真空破壊弁 (No. 1、No. 2) 現地更新整備

a) 品名 真空破壊弁

b) 仕様

項目	仕 様	備 考
(1)品名	真空破壊弁	
(2)仕様	形 式 電動ボール弁	
	規 格 25A	

c) 数量 各 1台

(4) 封水弁 設計

1) 封水弁 (No. 1、No. 2) 現地更新整備

a) 品名 封水弁

b) 仕様

項目	仕 様	備 考
(1)品名	封水弁	
(2)仕様	形 式 電動ボール弁	
	規 格 20A	

c) 数量 1台

(5) 吸気弁 設計

1) 吸気弁 (No. 1、No. 2) 現地更新整備

a) 品名 吸気弁

b) 仕様

項目	仕 様	備 考
(1)品名	吸気弁	
(2)仕様	形 式 電動ボール弁	
	規 格 25A	

c) 数量 1台

非出水期内での作業の制限は設けない。

2-4 塗装仕様

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

(1) 塗装に先立ち塗装面は充分に下地処理を行ない、鏽・黒皮・塵・油類・その他付着物を完全に除去するものとする。

(2) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。

(3) 現場塗装は原則として、補修及びタッチアップのみとする。

現地接合部の塗装は、工場塗装と同種類の塗装とするが刷毛塗りが原則である。

第3章 施工条件

3-1 工程制限

(1) 工種

該当無し

(2) 部分引渡し

該当無し

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査合格の後とする。

第4章 仮設

4-1 任意仮設

特になし

第5章 貸与する施設等

該当なし

第6章 外注品

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

第7章 機械設備据付・撤去工事

7-1 一般事項

(1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工のなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

(2) 検測又は確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

1) 工場検査(本工事においては、単体部品が対象のため性能証明書等の提出により確認する。)

該当工種 No. 1、No. 2真空ポンプ・真空ポンプ補水槽・No. 1、No. 2真空破壊弁
No. 1、No. 2封水弁・No. 1、No. 2吸気弁

2) 現地検査

- 材料検査
- 据付・撤去状況
- 運転時

該当工種 No. 1、No. 2真空ポンプ・真空ポンプ補水槽・No. 1、No. 2真空破壊弁
No. 1、No. 2封水弁・No. 1、No. 2吸気弁

(運転時の検測、確認は8-2(1)も参照)

(3) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

(4) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

(5) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。

(6) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

第8章 施工管理

8-1 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和3年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（案）（平成28年10月）に準拠し、施工管理するものとする。

8-2 試運転

(1) 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

8-3 写真管理基準

(1) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

8-4 その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。